

台風第 15 号の影響に伴う農作物被害“事後”対策

令和 8 (2026) 年 8 月 12 日

芳賀農業振興事務所

令和 8 年 8 月 11 日の強風で被害が発生した品目については、事後対策をお願いします。

I 普通作物

1 水 稲

- (1) この時期の倒伏は、稲が自ら立ち上がるので、無理に引き起こさない。

2 大 豆

- (1) 紫斑病やべと病、葉焼病が発生しやすくなるので、登録薬剤を散布する。
- (2) 傷害により生育が悪くなった場合には、開花期に窒素を 10a 当たり成分で 5～10kg 施用する。

II 野 菜

1 いちご

- (1) 炭疽病が発生しやすくなるので、薬剤防除を実施する。
- (2) 灌水は午前中心とし、高温で萎れの恐れがある場合でも 15 時までには終了し、夕方には培地表面が乾く程度とする。
- (3) ハウス内の通気を最大限確保する。

2 夏秋なす

- (1) 損傷の大きい枝や葉を除去し、伸ばす枝をしっかりと固定する。
- (2) 傷ついた果実を摘除し、草勢の回復を促す。
- (3) 草勢回復を図るため、液肥による葉面散布を行う。
- (4) 病害の発生が懸念されるため、予防的に登録のある殺菌剤を散布する。
- (5) 防風ネットの修繕、補強を行う。

3 ね ぎ

- (1) 草勢の回復を図るため、窒素、加里を 10 a 当たり成分で各 3～4 kg 施用する。
- (2) 病害の発生が懸念されるため、予防的に登録のある殺菌剤を散布する。

4 未成熟トウモロコシ

- (1) 株の倒伏がひどい場合はできる限り起こす。生育後期で起こす作業が困難な場合は、自力での立ち上がりを待つ。
- (2) 草勢回復を図るため、必要により窒素、加里を 10 a 当たり成分で各 3 kg 程度施用する。
- (3) 病害の発生が懸念されるため、予防的に登録のある殺菌剤を散布する。

5 夏秋トマト

- (1) 茎葉に損傷がある場合は、病害の発生が懸念されるため、登録薬剤を散布する。
- (2) 損傷の大きい果実は、速やかに除去する。

6 きゅうり

- (1) 茎葉に損傷がある場合は、病害の発生が懸念されるため、登録薬剤を散布する。
- (2) 損傷の大きい葉や果実は、速やかに除去する。
- (3) 草勢回復を図るため、必要により窒素、加里を 10 a 当たり成分で各 3～4 kg 施用する。

Ⅲ 果 樹

1 共 通

- (1) 平棚や網棚等の施設、多目的防災網等の破損がある場合、早急に修繕する。
- (2) 突風により苗木等が倒伏した場合は、直ちに起こして誘引し直す。

2 ぶどう

- (1) 突風により新梢やカサが外れた場合は、新梢誘引やカサをかけ直す。
- (2) 葉や新梢が損傷した場合は、速やかに殺菌剤を散布し、主要病害の発生予防に努める。
- (3) 被害の少ないほ場では、傷や打撲した果粒を摘粒し、速やかに袋かけを行う。
- (4) 果粒軟化期以降の被害果房は、腐敗しやすいため、こまめに巡回して腐敗果は取り除く。
- (5) 葉や新梢の損傷がひどい場合は、副梢の多発が懸念されるため、摘心などの新梢管理を徹底する。なお、新梢の切り戻しなどの枝の整理は、副梢の発生を助長するので控える。
- (6) 葉の損傷がひどい場合は、必要に応じて着房数を見直し、樹勢維持を図る。

3 なし・りんご

- (1) 葉や果実等が損傷した場合は、速やかに殺菌剤を散布し主要病害の発生予防に努める。
また、突風で主枝等に傷が生じた場合は、傷口に癒合剤を塗布し乾燥を防止する。
- (2) 補正摘果は、重傷な果実から摘果を行い、軽傷な果実は回復状況を見ながら間引いていく。
- (3) なしは一度に摘果すると、品種によっては裂果を助長することがあるので注意する。
- (4) 収穫期が近い品種は、果実の損傷に伴って腐敗しやすいので早めに摘果する。
- (5) 葉の損傷がひどく樹勢の低下が懸念される場合は、摘果で着果数を制限し、樹勢の維持を図る。

Ⅳ 花 き

1 露地ぎく

- (1) 倒伏した場合は速やかに起こして殺菌剤を散布し、病害の発生予防に努める。

○農薬ラベルの読み上げ運動

農薬の誤使用を防ぐため、農薬使用前には必ず**農薬ラベル**を指さしながら声に出して**読み上げ確認**を行いましょう！

～栃木県からのお知らせです～

6月～8月は、「栃木県農薬危害防止運動」の実施期間です。



- ・安全作業の第一歩！ 農薬散布時の身支度は万全に！
- ・いつものチェック！ 農薬使用の際は、ラベルをよく読み正しく使いましょう！
- ・農薬散布のその前に！ 風量や風向きに注意して、飛散防止に努めましょう！
- ・周辺への配慮！ 住宅地等でやむを得ず農薬を使用する際は十分に配慮しましょう！

(注意)

- ※ 農薬の使用に当たっては、使用基準（適用作物、希釈倍数、使用時期、使用回数等）を厳守する。同一成分の使用回数にも制限があるので注意する。
- ※ 農薬散布に当たっては、天候が回復した後の急激な気温上昇により薬害等が生じるおそれがあることから、事前に登録内容をよく確認のうえ使用するとともに、散布時の飛散防止に十分注意する。



農作業中の熱中症に注意しましょう

- ・こまめな休憩、水分、塩分補給を行いましょう
- ・単独作業は避け、一人作業の場合は携帯電話を持ちましょう
- ・体調不良を感じたら、すぐに作業を中断し、涼しいところで休みましょう